

令和6年度盛岡市6次産業化等スタートアップ支援事業実施要領

この要領は、令和6年度盛岡市6次産業化等スタートアップ支援事業を実施するため必要な事項を定めるものとする。

なお、補助金の交付に当たっては、本要領に定めるもののほか、盛岡市補助金交付規則（昭和50年規則第27号）及び盛岡市6次産業化等スタートアップ支援事業補助金交付要綱（令和2年6月2日市長決裁）（以下、「要綱」という。）に定めるところによる。

1 目的

生産者又は事業者が盛岡産農畜産物を使用し6次産業化等に取り組む事業を支援することにより、盛岡産農畜産物の利用拡大を図る。

2 事業の概要

市は、生産者又は事業者から事業を募集し、そのうちから令和6年度盛岡市6次産業化等スタートアップ支援事業として選定した事業（以下「選定事業」という。）に要する経費に対して補助金を交付する。

3 事業の対象者

生産者又は事業者で次の各号のいずれかに該当し、かつ、4に掲げる全ての資格条件を満たす者

- (1) 市の区域内に住所を有する個人であって、自ら農業を営み、又は農業に従事する者
- (2) 市の区域内に主たる事務所を有する農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人
- (3) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の認定を市から受けた者
- (4) 市内外を問わず、盛岡産農畜産物を使用し6次産業化等に取り組もうとする事業者

4 応募者の資格条件

- (1) 直近の国税及び盛岡市税を滞納していないこと。
- (2) 選定事業の結果を公表することについて同意できること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員である団体でないこと。

5 補助額

- (1) 補助額は、1事業につき40万円を限度とし、事業費の2分の1に相当する額以内の額とする。
- (2) 補助は、盛岡市議会において議決された予算の範囲内で実施する。

6 補助対象経費

別表のとおりする。また、経費の積算については、下記に留意すること。

- (1) 専門家に対する謝金及び旅費については、社会通念上、過大にならないように積算すること。
- (2) 試作品の原材料費について、自ら生産した農畜産物及び加工品については対象外とする。
- (3) 消耗品費は事業実施に必要な物品であって、取得価格が3万円未満のものに限る。
- (4) 備品購入費は、決済システムの構築に係るものに限る。
- (5) 設備の整備費は機器材の購入、改良、及び修繕等のうち商品・サービスの開発または提供に係るものに限る。
- (6) 市及び市以外の他の法人等の補助を受けている場合は、当該補助対象経費については対象外とする。
- (7) 過去に補助を受けた者については、令和4年度から起算して3回まで申請できることとする。

7 応募について

(1) 応募期限

令和6年5月13日（月）午後5時（必着）

(2) 提出書類

審査を受けるにあたり、以下の書類を提出すること。

なお、個人が申請する場合において、キに該当するものがない場合は提出を不要とする。また、アに署名を行った場合はサの提出を不要とする。

ア 令和6年度盛岡市6次産業化等スタートアップ支援事業応募申請書

（要領 様式第1号）

イ 事業計画書（要領 様式第2号）

ウ 事業内容の補足資料（商品等の詳細、写真・図面等）

エ 収支予算書（要領 様式第3号）

オ 申請者の概要（要領 様式第4号）

カ 前年度の収支決算書又はこれに代わるもの（任意様式）

キ 定款、会則又はこれに代わるもの（任意様式）

ク 暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団の構成員と密接な関係を有する者に該当しない旨の誓約書（要領 様式第5号）

ケ 国税の納税証明書（その3の3または、その3の2）（写し可）

コ 盛岡市税の納税証明書（写し可）

サ 使用印鑑の印鑑証明書（原本）

※ケ、コ、サは直前3カ月以内に発行されたもの提出すること。

(3) 提出先

〒020-8531 盛岡市若園町2番18号 盛岡市役所若園町分庁舎4階 農政課食と農の連携推進室

Eメール nosei@city.morioka.iwate.jp

(4) 応募方法

持参、郵送又はメールとする。

(5) その他

ア 応募に要する費用は、応募者の負担とする。

イ 応募書類は、返却しない。

8 審査方法

学識経験者、6次産業化等の支援機関、市職員等で構成する「盛岡市6次産業化等スタートアップ支援事業審査委員会」において、応募事業の書類及び応募者によるプレゼンテーションを審査し、審査結果に基づき、事業を選定する。

なお、応募者は別途通知する審査会に必ず出席すること。

9 審査基準

審査に当たっては、主として次の項目により評価を行う。

- (1) 1に掲げる目的に合っているか。
- (2) 実現性、市場性及び収益性がある事業計画となっているか。
- (3) 予算の見積もりは適正か。
- (4) 事業効果が見込めるか（自社の課題解決、将来の発展性等）。

10 補助金の交付申請について

(1) 交付申請

選定された事業者（以下、選定事業者という）は、審査結果通知日から1月以内に要綱に定める書類を提出すること。

なお、申請に当たっては、審査会で審査員から出された提言等を十分に考慮し、事業内容を精査すること。

(2) 提出先

〒020-8531 盛岡市若園町2番18号 盛岡市役所若園町分庁舎4階 農政課食と農の連携推進室

(3) 事業の期間

選定事業者は、令和7年2月28日（金）までに事業を完了することとし、事業完了後は実績報告書を市が指定する期日までに提出すること。

(4) 補助事業を変更または中止する場合について

選定事業者は、補助事業の内容を変更または中止する場合には、その事由が発生してから速やかに、要綱に定める書類を提出すること。

なお、その際に事業費の変更が伴う場合は、事業費の増減を確認できる資料を添付すること。

11 事業の完了及び請求手続きについて

(1) 事業の完了について

選定事業者は、事業完了後 15 日以内又は令和 7 年 2 月 28 日（金）までのいずれか早い日までに要綱に定める書類を提出すること。

(2) 補助金額確定通知

完了報告書を確認後、補助金額を確定し通知します。

(3) 請求書の提出

補助金額確定通知から 15 日以内に補助金交付請求書を提出すること。

12 関係書類の保管等

選定事業者は、選定事業に係る事業費の収支を明らかにした書類等を整備し、事業完了後、5 年間保管すること。

13 その他

(1) 事業の成果品（パッケージやラベル、チラシ、販促品など）には「美食王国もりおか」のロゴマークを使用すること。ロゴマークは英語併記版の使用を基本とし、使用に当たっては、余白や背景などのルールが定められているので留意すること。

(2) 事業の進捗確認及び変更申請の可否を把握するため、事業着手後、定期的な市からのヒアリングを受けること。

(3) 市が主催する成果報告会等において、事業の成果等の報告を求めることがあるので出席すること。

(4) 補助金を活用し、開発又は改良した商品の販売額等に係る調査に協力すること。

別表

経費項目	内容
人件費	展示会・商談会等に係るものに限る
報償費	専門家に対するものに限る
旅費	専門家に対するもの及び展示会・商談会等に係るものに限る（展示会・商談会等に係る旅費については、宿泊代を除く。）
消耗品費	事業実施に必要な物品であって、取得価格が 3 万円未満のものに限る
印刷製本費	事業に関わるものに限る
役務費	郵便料、配送料、弁理士費用、翻訳費用及び展示会・商談会等出店費に限る
委託料	商品又はサービスの開発に関わるもの、広告宣伝等に係るもの及び決済システムの構築に係るものに限る
賃借料	商品若しくはサービスの開発又は提供に係るものに限る
原材料費	試作に係るものに限る（自ら生産した農畜産物及び加工品については対

	象外とする。)
備品購入費	決済システムの構築に係るものに限る
設備の整備費	機器材の購入、改良、修繕等のうち商品又はサービスの開発に係るものに限る